

**スクール（学校）ソーシャルワーク教育課程専門科目群担当教員講習会について（通知）
新旧対照表**

新	旧
<p style="text-align: right;"><u>平成 30 年 4 月 1 日</u></p> <p>社会福祉士養成校・精神保健福祉士養成校の長 教育課程を設置しようとする団体及び機関の長 一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟 <u>会 長 白 澤 政 和</u></p>	<p style="text-align: right;"><u>平成 29 年 4 月 1 日</u></p> <p>社会福祉士養成校・精神保健福祉士養成校の長 教育課程を設置しようとする団体及び機関の長 一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟 <u>会 長 長 谷 川 匡 俊</u></p>
<p>スクール（学校）ソーシャルワーク教育課程専門科目群担当教員講習会について（通知）</p> <p>「スクール（学校）ソーシャルワーク教育課程認定に関する規程第 6 条第 6 項に規定する科目の教育内容、教員要件、スクール（学校）ソーシャルワーク実習の指定施設、実習指導者の要件及び認定審査申請等の諸様式等の改正について（通知）」の 5. に定める「本協会が実施する研修会」について下記のように定め、<u>平成 30 年 4 月 1 日</u>より適用することとしたので通知します。</p> <p>なお、本通知の施行に伴い、<u>平成 29 年 3 月 9 日</u>理事会で決定した「スクール（学校）ソーシャルワーク教育課程専門科目群担当教員講習会について（通知）」は廃止します。</p>	<p>スクール（学校）ソーシャルワーク教育課程専門科目群担当教員講習会について（通知）</p> <p>「スクール（学校）ソーシャルワーク教育課程認定に関する規程第 6 条第 6 項に規定する科目の教育内容、教員要件、スクール（学校）ソーシャルワーク実習の指定施設、実習指導者の要件及び認定審査申請等の諸様式等の改正について（通知）」の 5. に定める「本協会が実施する研修会」について下記のように定め、平成 29 年 4 月 1 日より適用することとしたので通知します。</p> <p>なお、本通知の施行に伴い、平成 28 年 6 月 23 日理事会で決定した「スクール（学校）ソーシャルワーク教育課程専門科目群担当教員講習会について（通知）」は廃止します。</p>
<p>記</p> <p>1. 名称 スクール（学校）ソーシャルワーク教育課程専門科目群担当教員講習会</p>	<p>記</p> <p>1. 名称 スクール（学校）ソーシャルワーク教育課程専門科目群担当教員講習会</p>

<p>2. 関連する規定</p> <p>「スクール（学校）ソーシャルワーク教育課程認定に関する規程第6条第6項に規定する科目の教育内容、教員要件、スクール（学校）ソーシャルワーク実習の指定施設、実習指導者の要件及び認定審査申請等の諸様式等の改正について（通知）」の以下の規定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 5. の（1）の①のハ、ニ）、ホ）、<u>へ</u> ・ 5. の（1）の②のホ ・ 5. の（1）の③のホ 	<p>2. 関連する規定</p> <p>「スクール（学校）ソーシャルワーク教育課程認定に関する規程第6条第6項に規定する科目の教育内容、教員要件、スクール（学校）ソーシャルワーク実習の指定施設、実習指導者の要件及び認定審査申請等の諸様式等の改正について（通知）」の以下の規定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 5. の（1）の①のハ、ニ）、ホ ・ 5. の（1）の②のホ ・ 5. の（1）の③のホ
<p>3. 受講要件</p> <p>(1) スクール（学校）ソーシャルワーク論担当教員になろうとする者（本講習会を修了することで、通知5. の（1）の①のハ、ニ）、ホ）、<u>へ</u>を満たそうとする者）であって、以下の①、②、③、④、<u>⑤</u>のいずれかを満たす者</p> <p>①大学院において社会福祉学に関する学問領域を専攻して修了した者であり、社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有する者</p> <p>②大学院において社会福祉学に関する学問領域を専攻して修了した者であり、社会福祉士又は精神保健福祉士の「実習演習担当教員講習会」の基礎分野講習を修了した者</p> <p>③認定社会福祉士（児童・家庭分野）又は認定精神保健福祉士の資格を有する者</p> <p>④社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有し、都道府県等が行うスクールソーシャルワーカー活用事業等において、現にスーパーバイザーの業務に従事している者</p> <p>⑤<u>社会福祉士又は精神保健福祉士の養成校が開講する「相談援助の基盤と専門職」「相談援助の理論と方法」「精神保健福祉相談援助の基盤」「精神保健福祉の理論と相談援助の展開」科目を5年以上教授した者</u></p>	<p>3. 受講要件</p> <p>(1) スクール（学校）ソーシャルワーク論担当教員になろうとする者（本講習会を修了することで、通知5. の（1）の①のハ、ニ）、ホ）を満たそうとする者）であって、以下の①、②、③、④のいずれかを満たす者</p> <p>①大学院において社会福祉学に関する学問領域を専攻して修了した者であり、社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有する者</p> <p>②大学院において社会福祉学に関する学問領域を専攻して修了した者であり、社会福祉士又は精神保健福祉士の「実習演習担当教員講習会」の基礎分野講習を修了した者</p> <p>③認定社会福祉士（児童・家庭分野）又は認定精神保健福祉士の資格を有する者</p> <p>④社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有し、都道府県等が行うスクールソーシャルワーカー活用事業等において、現にスーパーバイザーの業務に従事している者</p>

<p>(2) スクール（学校）ソーシャルワーク演習担当教員になろうとする者（本講習会を修了することで、通知5.の（1）の②のホ）の要件を満たそうとする者）で、社会福祉士又は精神保健福祉士の演習担当教員の要件を満たす者</p> <p>(3) スクール（学校）ソーシャルワーク実習指導及び実習担当教員になろうとする者（本講習会を修了することで、通知5.の（1）の③のホ）の要件を満たそうとする者）で、社会福祉士又は精神保健福祉士の実習担当教員の要件を満たす者</p> <p>なお、いずれの受講要件についても、スクール（学校）ソーシャルワーク教育課程においてスクール（学校）ソーシャルワーク専門科目群を担当する予定であることについて、着任（予定含む）する当該養成校からの証明がある者については、本講習会を優先的に受講することができる。</p>	<p>(2) スクール（学校）ソーシャルワーク演習担当教員になろうとする者（本講習会を修了することで、通知5.の（1）の②のホ）の要件を満たそうとする者）で、社会福祉士又は精神保健福祉士の演習担当教員の要件を満たす者</p> <p>(3) スクール（学校）ソーシャルワーク実習指導及び実習担当教員になろうとする者（本講習会を修了することで、通知5.の（1）の③のホ）の要件を満たそうとする者）で、社会福祉士又は精神保健福祉士の実習担当教員の要件を満たす者</p> <p>なお、いずれの受講要件についても、スクール（学校）ソーシャルワーク教育課程においてスクール（学校）ソーシャルワーク専門科目群を担当する予定であることについて、着任（予定含む）する当該養成校からの証明がある者については、本講習会を優先的に受講することができる。</p>
<p>4. 開催 この講習会の実施について必要な事項は、会長が別に定める。</p> <p>5. 雑則 この通知の施行に必要な事項は、会長が別に定める。</p>	<p>4. 開催 この講習会の実施について必要な事項は、会長が別に定める。</p> <p>5. 雑則 この通知の施行に必要な事項は、会長が別に定める。</p>